

Hanon Systems 倫理憲章および方針



目次:

倫理憲章	3
グローバル倫理方針	5
贈収賄および腐敗防止方針	21
経済制裁方針	31

注) 英語版と日本語版で相違や矛盾が発生する場合、英語版が優先するものとする。



Hanon Systems倫理憲章

1.序文

Hanon Systemsおよび関連会社(以下、総称して「当社」という)では、会社の倫理原則を尊重し、該当するあらゆる法律、規則、および義務を順守する企業文化を維持することに努めています。

当社では、職務を執行する際、重役、マネージャー、および従業員(以下、総称して「従業員」という)がしっかりした倫理観を持ち、コンプライアンスを尊重することが、世界レベルの企業として成功し、成長を続ける基盤であると認識しています。当社の中心的な倫理観は、倫理憲章として以下に表明されています。

2.顧客および株主に対する敬意、義務、および責任

中長期の成長と発展を含め、当社の存在は、顧客にかかっています。顧客の継続的な信頼を得るため、従業員は常に顧客の意見を尊重し、顧客にとって有益で価値のあるサービスと利便性を提供するものとします。従業員は、当社の株主のため、長期にわたる持続可能な収益性の創出に取り組み、真実で正確な情報を要求し、受領する権利を尊重するものとします。

3.会計および財務報告における正確性

全従業員は、当社の帳簿や記録にすべての取引を正確に記録しなければならず、当社の収支計算書や財務諸表に虚偽の報告、または誤解を与える報告を行ったり、行わせたりしないものとします。

4.個人と人材育成の尊重

従業員は、お互いを対等に尊重するものとします。監督者は、個人の能力と業績に基づき、公平かつ理性的に部下に接するものとします。従業員は、継続的な専門能力の自己開発と創意工夫を通じて、当社の成長のためあらゆる努力を払うものとします。

5.公正な取引およびベンダーの尊重

ベンダーとの全取引は、適格なベンダーの平等な参加が促進される自由競争の原則に基づき行われるものとし、当社は、中長期的な取引関係を追求するため、公正かつ透明性の高い取引に基づき相互の信頼を築くものとします。

6.透明性の高い取引関係の追求と確立

当社は、あらゆる事業を透明性を持って実施し、ベンダーを含め、顧客とビジネスパートナーに相互利益をもたらすよう努めるものとします。また、取引の公平性の侵害につながるあらゆる不正な利益の受領を慎み、いかなる不正な利益の受領も提供も行わないものとします。

7.当社とビジネスパートナーの秘密情報および専有情報の尊重

従業員は、当社やビジネスパートナーのいかなる秘密情報または専有情報についても、誤用したり、悪用したりしないものとし、そうした情報を使用して自身や他者の利益を得ないものとします。従業員はさらに、当社における職務の過程で得られた秘密情報または専有情報に基づきいかなる証券取引にも関与しないものとします。

8.適用される通商法および競争法の順守

グローバルな模範となる競争力の高い企業となるため、従業員は、当社が事業を運営するあらゆる国々の法律を順守し、一般的に受け入れられている該当する商慣行と商習慣を尊重し、自由な市場競争の原理に基づき公正かつ透明性の高い事業活動に従事するものとします。

9.地域社会に対する貢献

当社は、当社の従業員、顧客、環境、および当社が事業を運営する地域社会に価値をもたらす好ましい変化の推進に取り組めます。当社は同時に、最先端の高品質製品の開発において、優れた職業上の基準、運営基準、および環境基準の維持に努めるとともに、すべての関係者にとって好ましく持続可能な未来を築くため、利害関係者の利益を理解して事業戦略に取り入れるよう、取り組んでいます。

こうした原則を実現するため、全従業員は、別途制定され、全従業員に提供される当社のグローバル倫理方針を順守しなければなりません。

Hanon Systemsのグローバル倫理方針

以下のHanon Systemsおよび関連会社(以下、総称して「Hanon」または「当社」という)の倫理方針は、世界中の全上級管理者、全マネージャー、および全従業員(以下、総称しておよび個別に「従業員」という)に適用されます。マネージャーおよび従業員には、これらの方針を確認し、順守することが期待されます。

顧客および株主に対する敬意、義務、および責任

第1項 – 顧客第一主義と顧客の尊重

1. 顧客により提案される作業ガイドラインを常に尊重するとともに、常に顧客の意見に留意し、業務を実施する上でそうした意見を意思決定と行動の最も重要な基準と考えます。
2. 顧客の成功は当社の成功に直結しているため、従業員は、顧客を満足させる高品質の製品と技術の開発に継続的に取り組み、そうしたソリューションを手頃な価格で提供するよう、あらゆる努力を払わなければなりません。
3. 顧客の要求には、その性質に対する相応の敬意を持って、迅速かつ正確に対応するものとします。

第2項 – 顧客に誠実に接する責任

1. 当社の製品とサービスについて、偽りのない正確な情報を顧客に伝えなければならず、当社の従業員は、顧客に対する確約を実現するよう、努めるものとします。
2. 担当者がすぐに対応できないとき、顧客から電話を受けた場合、担当者ができる限り早く顧客をフォローアップできるような行動で、誠実かつ迅速に対応するものとします。
3. 製品やサービスについて、顧客から苦情や交換依頼などを受けた場合、顧客が気分を害すことのないよう、誠実に対応するものとします。懸念事項には適切かつ迅速に対処するものとし、顧客に結果を報告しなければなりません。

第3項 – 顧客の権利、情報、および財産の保護

1. 従業員は、顧客が知る必要のある情報や顧客の利益につながる情報を積極的に提供するものとします。
2. 顧客の財産を使用する場合、当社の財産であるかのように保護するものとし、顧客の事前承認なく使用したり、顧客が意図する目的以外の使用のために悪用したりしないものとします。
3. 当社の内外に顧客向けの施設がある場合、従業員は、顧客が快適に施設を使用できるよう、そうした施設の使用を慎むものとします。
4. いかなる顧客情報の取り扱いも、顧客の情報の機密性と顧客がその情報に対して持つあらゆる独占的所有権を保護するため、慎重に行われるものとします。また、そうした情報を取得する場合は、顧客の事前の同意なく開示したり、その他の目的のために使用したりしないものとします。
5. 顧客に関する全活動は、顧客の安全を確保するものとします。

第4項 – 会計、金融取引、および支出における正確性と財務諸表の作成

1. 当社は、長期的にわたる持続可能な収益性を創出する合理的な投資と健全な経営を通じ、株主の利益の保護に努めるものとします。
2. 当社は、正当な要求、提案、および正式な決定を含め、株主の知る権利を尊重するものとし、株主の同意なく、株主の利益を損なういかなる活動にも従事しないものとします。
3. 当社の財務諸表は、国際的に受け入れられている会計原則に従い作成されるものとします。従業員は、当社の財務諸表において、不実表示、虚偽の報告、または誤解を与える報告を行ったり、行わせたりしないものとします。
4. 従業員は、いかなる重要情報も社内外の監査人に隠蔽しないものとし、全従業員は、社内外の監査人によるあらゆる情報請求に全面的に協力し、そうした請求に応じて偽りのない完全な情報を提供するものとします。

5. 従業員は、いかなる理由であれ、あらゆる帳簿または記録において、虚偽の記入や人為的な記入を行ったり、重要な情報の除外を行ったり、それらを行わせたりしないものとし、いかなる従業員も、資金の支払いや受領を裏付ける虚偽の文書や誤解を与える文書の作成に関与しないものとします。
6. いかなる目的であれ、未公表や未計上の利益、資金、または資産を構築しないものとします。
7. 何らかの法律に違反する目的のため、資金またはその他の資産を使用したり、サービスを提供したりすることは、固く禁じられています。

個人と人材育成の尊重

第5項 – 倫理的な行動

1. 従業員は、Hanon Systemsの従業員としての誇りを持ち、常に誠実かつ勤勉に業務を行うものとします。
2. 従業員は、常にHanonの倫理方針を順守し、Hanonの一員としてプロ意識を持ち、顧客、ベンダー、およびその他の第三者に倫理的かつ誠実に接するものとします。
3. 当社の業務を遂行するに当たり、従業員は、個人の利益を当社の利益と自らの職務を厳密に区別するものとし、許可なく当社の製品、サンプル、および費用を使用したり、得たりしないものとします。
4. 従業員は、当社の事業遂行時や当社の敷地内において、学歴、血縁関係、性別、宗教、出自、年齢、障害、婚姻関係、性的指向、国籍、および民族を理由とする差別を行わず、他者を平等に扱うものとします。
5. 従業員は、正確かつ透明性を持って責務を果たすものとします。

第6項 – 当社の目標の実現と使命の順守

1. 従業員は、当社の経営理念とビジョンを理解し、当社が追求する目標と価値観を共有し、当社の方針に従い勤勉に、各従業員に割り当てられた使命を遂行するものとします。
2. 従業員は、適用されるあらゆる法律、規則、および規制に従い合法的に当社の業務を遂行するとともに、その他の当事者と交わされたあらゆる契約の条件を尊重して順守するものとします。
3. 各従業員は、それぞれの権限と責任を認識し、当社の目標に従いその権限内で意思決定して行動するものとします。
4. 従業員は、意思決定と業務プロセスにおいて発生する恐れのあるあらゆるリスクを予測して対処するとともに、責任感を持って既存の問題を解決するものとします。
5. 意思決定に関わる情報はデータに変換し、関連する方針や法律で定められている指定期間にわたり保持され、許可なく損傷したり、隠蔽したりしないものとします。
6. 意思決定の文書は、全従業員が決定の根拠を容易に理解できるよう、明瞭かつ平易な用語で記述されるものとします。その他の部門による再検討や協力が必要な場合、従業員は、当社の権限の委任を参照し、その規定に従うものとします。

第7項 – 従業員の尊重、従業員の技能強化、および従業員の公平な待遇

1. マネージャーは、従業員を平等な個人として尊重し、従業員が当社において誇りと当事者意識を感じることができる環境を築くために、あらゆる努力を払うものとします。
2. マネージャーは、従業員を創造性を備えて自立した有能な専門家として育てるのに必要な研修を実施して支援するものとします。
3. マネージャーは、適性と能力に基づき従業員に平等な機会を与え、能力と業績を評価するための公平な基準を適用するものとし、人種、民族、出自、国籍、宗教、血縁関係、性別、性的指向、年齢、障害、または婚姻関係を理由とする差別を行わないものとします。
4. 当社は、個人に対する敵対的な業務環境を生んだり、個人に対するハラスメントや差別をもたらしたりするようなマネ

マネージャーまたは従業員によるいかなる行為も容認しないものとします。

5. マネージャーは、従業員が独自に考え、自立的に行動することができ、いかなる種類のハラスメントも差別も存在しない環境を築くためにあらゆる努力を払うものとし、従業員のプライバシーを尊重するものとします。
6. マネージャーは、従業員が自由に提案し、あらゆる懸念について発言できる成熟した組織文化の確立に努めるものとします。

第8項 – 職場におけるセクシャルハラスメントの禁止

1. 職場におけるセクシャルハラスメントは、容認されないものとします。
2. 同僚とのわいせつな冗談を避け、他者に性的な屈辱を与える恐れのある言動を取らないようにしてください。
3. 勤務中、わいせつなインターネットサイト、メディア、文章、または雑誌を読んだり、閲覧したりしてはなりません。
4. 同僚に対する性的な発言、表現、または中傷を行わないでください。
5. 職場では、誰に対しても迷惑な身体的接触、歓迎されない身体的接触、恋愛の身体的接触、または親密な身体的接触を避け、他者を不快にさせるような性差の強調も行わないでください。

ベンダーおよび第三者に対する対応の公平性

第9項 – 平等な機会の保証

1. 当社では、価格の提示に参加する適格なあらゆるベンダーに対し、平等な機会を提供します。
2. ベンダーを評価する際、明確な評価基準を設け、その評価基準を厳守することで、公平性を保つよう、あらゆる努力を払います。
3. ベンダーの選択は、資格、経験、作業の質、技術的な規格の順守、および納期を守る能力といった目的や公平な基準に基づき、合理的に実施されるものとします。

第10項 – 第三者との公正な取引

1. 当社の全取引は、対等な関係で、公平かつ合理的に実施されなければなりません。
2. ベンダーとの全契約は、一般的に認められている契約書式に従うものとします。
3. ベンダーとの取引条件を修正する場合、あらかじめベンダーと合意しなければならず、署名済みの確認書を受け取る必要があります。ベンダーとの未公表の口頭による付帯契約は、禁じられています。
4. ベンダーとの取引において、公正を欠いた行為に従事してはなりません。
5. 常連のベンダーとの取引を解消する場合、影響を受けるベンダーに対する明確な通知が必要です。客観性と有効性を確保するため、書面により解消の理由に言及する必要があります。

第11項 – 不正な贈答品の禁止

1. 従業員は、休暇、特別な機会、または出張を含め、いかなる理由であっても、当社と取引があつたり、取引が保留中であつたり、取引の可能性のあるいかなるベンダー、顧客、またはその他の第三者からも、贈答品、現金、小切手、証券、商品券や会員権を受け取らないものとします。ただし、ベンダーのマークやロゴの入った記念品で、社会規範に応じて受け入れられるレベル(1品目につき、5万ウォン(50米ドル)以内)のものについては、適用されないものとします。
2. 従業員は、いかなるベンダーまたは顧客からも、遊興、娯楽、または高価な食事などのあらゆる接待を受けないものとします。
3. 従業員は、ベンダーまたは顧客の幹部および従業員と共に、違法な娯楽(違法な賭博行為)に携わらないものとします。
4. 従業員は、公式な会社の行事を除き、ベンダーまたは顧客と参加した行事(ゴルフ、テニスなど)で発生するいかなる

費用も、ベンダーまたは顧客に支払わせないものとします。

5. ベンダーまたは顧客が同伴する出張の際、従業員は、宿泊費や食費などの費用を自ら支払うものとします。

第12項 – 相互開発の追求

1. ベンダーの競争力は当社の競争力につながるため、従業員は、ベンダーが技術と品質に関する競争力を高めることができるよう、積極的な支援、指導、技術研修、および情報を提供するものとします。

第13項 – ベンダーに対する尊敬と礼節

1. ベンダーの重役や従業員と面会したり、電話したりする際、従業員は、礼節と心遣いを持って対応するものとします。従業員は、ベンダーが当社の一部であることに留意し、出張の同伴を含め、当社に派遣されたり、当社を訪問したりするベンダーと接する際、相互尊重の態度を維持するものとします。
2. ベンダーとの業務により、ベンダーに不便をかけたり、ベンダー側に不満が生じることが予期される場合、従業員は、定められた手順に従い、サービス精神を持って問題に対処しなければなりません。
3. ベンダーとの確約は、即座に履行されるものとし、従業員は、ベンダーが当社を訪問する際、ベンダーを長時間待たせないよう、努めるものとします。確約を履行できなかつたり、ベンダーを長時間待たせなければならなかつたりする場合は、あらかじめ理解を求めてください。
4. 従業員は、ベンダーの意見や提案を尊重するとともに、ベンダーが積極的に提案を行えるよう、考慮するものとします。

贈収賄防止法、公正競争法、およびインサイダー取引禁止法の順守

第14項 – 法律の順守

1. 従業員は、当社が事業活動を行うあらゆる国々においてすべての法規制を順守し、現地の商慣行と商習慣を尊重するものとします。
2. 他国で勤務する従業員や国際的な業務に従事する従業員 (ISE) は、その国の適用される法律、慣習、および文化を理解して尊重するとともに、国際的な組織としてのHanonを代表し、専門家としての礼儀と品位を保つものとします。
3. 当社は、グローバル企業として、経済協力開発機構 (OECD) の「国際商取引における贈賄の防止に関する条約」、韓国の「国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する法律」、アメリカ合衆国の「連邦海外腐敗行為防止法 (FCPA)」をはじめとする国際商取引における贈収賄と腐敗を禁止するあらゆる腐敗防止法を順守するものとします。全従業員には、当社のグローバルな贈収賄および腐敗防止方針を確認し、順守することが求められます。

第15項 – インサイダー取引の禁止

1. 当社での雇用により、当社、ベンダー、顧客、ビジネスパートナー、または競合他社のインサイダー情報を持つ従業員は、その他の当事者の証券やデリバティブを取得したり、売却したりしないものとし、そうした情報を第三者と共有することは禁じられています。

第16項 – 自由競争を中心とした市場秩序の尊重

1. 当社は、自由市場の原則を尊重し、適用される公正な競争法を順守するものとします。従業員は、いかなる反競争的な商取引や商行為にも従事しないものとします。従業員は、その他の企業に対する販売価格や、割り当ての負担や顧客の割り当てといった競争制限に関する競合他社との会話や取り決めを慎むものとします。従業員はさらに、不正な商慣行、虚偽的な商慣行、または不誠実な商慣行の利用を控えるものとします。
2. 当社は、誠意を持って合法的に競争するとともに、相互尊重に基づき競合他社と対峙します。当社は、競合他社の利益を侵害しないものとし、競合他社の弱みを不正に利用しないものとします。
3. 当社は、贈収賄や華美、過大な接待に関与しないものとします。

第17項 – 合法的な情報の収集および使用

1. 当社は、法律と商取引習慣に従い、合法的に情報を収集して使用するものとし、競合他社の秘密情報や専有情報を

不正に入手したり、使用したりしないものとします。

2. 当社は、当社と競合他社を比較しないものとし、広告、プレスリリース、メディアに対する声明、またはソーシャルメディアサイトをを通じて、競合他社を誹謗中傷しないものとします。

国および地域社会に対する貢献

第18項 – 社会の発展に対する貢献

1. 当社は、雇用を創出し、誠実に税を申告・納税することにより、社会の発展に寄与するものとし、優良な企業市民として、社会の一員としての責務を果たすものとします。
2. 当社は、学歴、血縁関係、性別、宗教、出自、年齢、障害、婚姻関係、国籍、および民族を理由とする不当な差別を行うことなく、誰に対しても平等な雇用機会を提供するものとします。

第19項 – 政治参加の禁止

1. 当社は、政治に関与しないものとします。
2. 当社は、従業員の政治的見解を尊重するものとし、従業員は、個人としてそうした政治的見解を表明することができるとともに、自らの選択により候補者や政党を支援することができます。ただし、従業員によるこの種の政治活動は、職場を分裂させるようなものであったり、当社の立場や行動として誤解されるようなものであったりしないものとし、従業員は、政治的見解を表明しないという権利を含め、その他の従業員の政治的見解に対する権利を尊重するものとします。
3. 当社は、直接的であるか間接的であるかを問わず、いかなる選挙の候補者、政党や政治委員会に対しても、違法な寄付を行ったり、費用を支払ったりしないものとします。

第20項 – 企業の社会的責任の発展

1. 当社は、社会の発展に寄与するために、社会的共同体のサービスに参加する従業員の権利を保証して奨励するものとします。
2. 当社は、従業員が社会的共同体の活動や防災対策活動に従事する場合、従業員に対し制度的な支援を行うものとします。

第21項 – 環境の保護

1. 当社は、環境に優しい製品の開発や環境改善に対する投資を行うことにより、自然と環境の保護にあらゆる努力を払うものとします。
2. 当社は、事業を運営する国々の環境基準の順守するものとし、環境保護の法規制に違反する事業活動は行わないものとします。
3. 当社は、環境を損なう恐れのある材料や原材料の使用を最小限に抑えます。そうした材料の使用が必要な場合、当社は、入念な安全管理と調査を行い、水と大気の汚染を防ぐことに全力を尽くすものとします。
4. 当社は、地域社会との共同体意識を強化して環境保護に努めるとともに、当社内の環境問題を従業員と共有するものとします。

透明性の高い経営の追求と確立

第22項 – 公正な業務の実施

1. 従業員は、業務に関する上位の支配的立場を利用して、利害関係者から、公正を妨げる恐れのある金銭的な利益、不当な要求、または報酬を受けないものとします。

公正を妨げる恐れのある行為の例：

- A) 上位の立場を利用した不当な要求：接待やゴルフの支払いと出張費の支払いの要求、カードやクレジットの支

払いの要求、職位に対する特別な配慮、製品やサービスの購入の要求といった行為

- B) ベンダーから不正な報酬を得る目的で、意図的に作業を遅らせる行為
- C) 行事を主催する際、利害関係者から不正な利益を受ける目的で事前に通知する行為
- D) 部品や商品の購入に際し、ベンダーから不正な利益を要求する行為
- E) 明示的であるか黙示的であるかを問わず、利害関係者の弱みを利用することにより、不正な利益を要求する行為

2. 従業員は、当社のその他の関連会社とやり取りする際、法律と公正な取引の原則に従うものとします。

第23項 – 非倫理的な取引の禁止

1. 従業員は、贈収賄、現金の貸し付け、不正な注文、不正な就職斡旋、特別な要求、優遇といった非倫理的な行為や、社会から批判される恐れがあり、他者が公正に働くことを妨げる可能性のあるその他の行為に携わらないものとします。

非倫理的かつ不正な行為の例:

- A) 利害関係者から現金、商品券、およびその他の証券を受け取る行為
- B) 利害関係者と直接または関係者を通じて、以下の種類の契約関係を結ぶ行為
 - 当社の事前承認のない利益が相反する企業での協働
 - 融資、担保や保証の提供、不動産および動産の賃貸
 - 利害関係者の株式の取得、共同出資
 - 家族や親類の雇用に関する不正な要求
- C) 当社またはベンダーとの不正な取引に従事するよう利害関係者に要求したり、これを促したりする行為

第24項 – 社会的に認められている基準の順守

1. 従業員は、親類または友人でない限り、会社の事業を通じて知り合った人物と5万ウォン(50米ドル)を超える慶弔贈答品をやり取りしないものとします。
2. 従業員は、利害関係者から、社会的に認められる基準(1品目につき5万ウォン(50米ドル)以内)を超えるいかなる記念品または贈答品も受け取らないものとし、そうした品を配偶者や親類を通じて受け取る行為は、従業員自身が受け取ったものと見なされるものとします。
3. 従業員は、利害関係者から、常識的に認められるレベル(1項目につき5万ウォン(50米ドル)以内)を超える接待や便宜を受けないものとします。金額が常識的に認められるレベル内であっても、継続的に繰り返し受けることは禁じられています。

過剰な接待や便宜を受ける行為の例:

- A) 利害関係者から、常識的に認められる基準を超える飲食を提供される行為。利害関係者からの常識的に認められる基準を超える便宜の例は、国内外でのコンサート、旅行、スポーツ、娯楽の支払い
- B) 互いに健全な関係を損なう恐れのあるギャンブル: 違法なギャンブル、賭けゴルフ、ポーカー、その他の投機的な娯楽
- C) あらゆる性的サービスを受ける行為

許容される範囲内の便宜の例:

- A) 公式な出張や訪問において、他社の幹部や従業員に対する交通や宿泊の提供
- B) 一時的な文具や通信デバイスの使用、弁当やその他の少額の贈答品

第25項 – 従業員間の贈答品や金銭のやり取りの禁止

1. 公正な業務の遂行を損なう恐れがあるため、従業員がその他の従業員に贈答品を贈ることは禁じられています。た

だし、以下については、組織を活気づけるため、許可されるものとします。

- A) 上司から部下に贈られる贈答品
- B) 負担にならない程度で、部門のメンバー内で公平に負担して購入される誕生日プレゼントや入社日を祝うためのプレゼントの交換

贈答品が許されない例：

- I. 部下から上司に贈られる贈答品
 - II. 負担が部門間に及ぶ贈答品
2. 従業員間の金銭のやり取りは、常に固く禁じられています。従業員が金銭を返さない場合、同僚同士の関係悪化により職場の雰囲気損なわれる可能性があり、当社の業務が妨げられる恐れがあります。さらに、利害関係者がこれに付け込み悪用し、業務を遂行する際に公正さが失われる恐れがあります。このため、金銭的なやり取りは、貸し付け、融資保証、金融保証、または連帯保証とします。

第26項 – 情報技術(IT)システムの個人的利用の制限

1. 従業員は、ゲーム、わいせつ物の閲覧、またはギャンブルを行うために当社のITシステムを使用しないものとし、うわさを流したり、反社会的な情報を投稿したり、第三者を中傷したりしないものとします。
2. 従業員は、業務時間中、過度のインターネットサーフィン、株式投資、チャット、娯楽、または業務に直接関係のない話題の世間話に当社のITシステムを使用しないものとします。
3. 不正に入手したソフトウェアや海賊版のソフトウェアは、当社のITシステムで決して使用されないものとします。
4. いかなる従業員も、自身または他者の副業やあらゆる個人的な政治活動に当社のITシステムを使用しないものとします。
5. 状況に応じて、当社のITシステムを個人的な用途に使用できますが、送信、受信、または保存されるそのような情報については、現地の該当するプライバシー法で保護されないため、プライバシーの保護が行われない場合があります。さらに、当社の情報システム上のあらゆる文書とEメールを含め、文書はすべて当社に帰属し、当社の法律顧問を含め、当社またはその代理人は常にこれらの文書を調査することができます。
6. 当社のITシステムを使用する際、従業員は、あらゆる予防措置を講じて、危険なウイルスが含まれている可能性があるEメール、Eメールの添付ファイル、またはインターネットサイトへのアクセスを回避するものとします。従業員は常に、当社のITセキュリティ規定に従うものとし、当社により導入されているIT安全システムやファイアウォールを決して無効にしないものとします。

第27項 – 当社の資産を利用した個人的な利益の取得の禁止

1. 従業員は、当社の人的および物的リソースを個人的な目的に使用しないものとします。
2. 従業員は、自身や他者の不正な利益の取得を目的に、業務の過程において直接的または間接的に入手した当社の社内情報を使用しないものとします。

不正な利益の取得の例：

- A) 報酬と引き換えに、未公表の内部情報を提供する行為
 - B) 株式投資やその他の不正な利益を得るために、未公表の内部情報を使用する行為
3. 従業員が当社を退職する場合であっても、業務の過程で得られた当社の知的所有権、情報、および技術を他者に提供したり、使用したりしないものとします。
 4. 従業員は、営利目的で個人事業に従事したり、当社の業務の妨げとなる恐れのある副業を行ったりしないものとします。

営利目的の事業を含め、本方針の違反の例：

- A) 当社の事前承認を得ることなく、副業に携わったり、当社の業務に影響を与える可能性のある営利目的の会社を設立したりすること。自身の名義か配偶者や親類の名義を通じて間接的に、当社に関連するベンダーに投資する

こと。

5. 当社の予算は、目的や基準に従い、合理的かつ効果的に使用されるものとし、業務に関係しないいかなる目的のためにも使用されないものとします。

予算の乱用の例:

- A) 業務に関係しない支出(承認されていないか過度の接待費、会議費、または個人の娯楽を目的とした出張費)
- B) 個人的な用途での法人カードの使用

第28項 – 顧客および当社の情報の保護

1. 当社の秘密情報やセキュリティを要する情報を外部に不正に開示しないものとし、当社の退職後であっても、当社の事前承認なく、業務の過程で得られたそうした秘密情報を開示しないものとします。

当社の情報の開示の例:

- A) 当社の事前承認なく、会議、外部の講演、およびセミナーで当社の秘密情報を教示したり、開示したり、提供したりする行為
 - B) 当社の事前承認なく、個人的な理由から顧客情報を使用する行為
2. 当社の以下の情報は、公表された場合、当社に深刻な影響を及ぼす場合があります。当社の事前承認なく、公表されないものとします。

重要な当社の情報の例:

- A) 経営情報: 当社の収益および利益計画、非公開の収益および利益実績、生産費構造、顧客との経費削減計画、その他の非公開の財務/会計情報
 - B) 技術情報: 当社の新技術、製品、および施設/研究施設の情報、技術データ、製品テストデータ、競合他社やその他の間での比較に関する情報
 - C) 公開されているIR(投資家向け広報活動)の関連事項: 会社の関連事項の開示につながる情報経路(IR監視チーム)
 - D) HR、労務、および管理に関する情報
 - E) メディアや広報活動に関する情報: メディアおよび利害関係者向け広報活動メンバー(コミュニケーションチーム)への連絡経路
 - F) 顧客関係、競合他社、地域社会、および社会に影響を与えるか刺激する可能性のあるその他の情報
3. 顧客情報は、直接的であるか間接的であるかを問わず、当社に影響を与える可能性があるため、第三者に開示しないものとします。
 4. ベンダーの秘密情報は、権限を持たない者に開示しないものとします。
 5. 従業員は、むやみにまたは意図的に、当社の評判、営業上の信用、または情報を歪曲したり、改ざんしたり、損なったりしないものとし、当社やその従業員に関する誤った情報、うわさ、または憶測を公表しないものとします。

当社の評判、営業上の信用、または情報の歪曲の例:

- A) 当社に関する情報を恣意的に歪曲したり、誤った情報を流布したりする行為
- B) 顧客、ベンダー、および当社に関する情報を歪曲した後、経営者側に誤った報告を行う行為
- C) 自身の過ちや悪事を隠蔽するため、業務に関わる情報や関連データを歪曲、改ざん、損傷、または操作する行為
- D) 根拠のないうわさの流布、誇張、その他の従業員の中傷や悪口といった行為

第29項 – 当社の安全およびリスク防止の管理

1. 従業員は、当社の安全な運営が確実に実施され、当社の職場における怪我や事故を防止するため、あらゆる努力を払うものとします。
2. 違法薬物の使用や勤務時間内の飲酒は、すべての事業所で禁止されています。

第30項 – リーダーシップに関する提案

1. 従業員は、当社のリーダーに対し自由に提案したり、意見を述べたりすることができ、業務に関連する問題について協議することができ、こうした行為の結果、決して不利な立場に置かれたいものとしません。
2. 従業員は、Eメールを使ったり、HR／労務管理監督チームに直接相談したり、電話またはファクスを使用したりして、当社の首脳部に対し意見を述べることができます。
3. 上司は、従業員が当社の首脳部に自由に意見を述べることができる環境を構築しなければなりません。
4. 従業員が提案を行ったり、懸念事項が議論されたりすれば、フィードバックを行うとともに、改善策が経営者レベルで検討されなければなりません。

付則

第1項 – 施行の時期

1. 当社の倫理規則は改訂され、2017年8月14日から施行されるものとします。

– 内容: 倫理憲章／方針の改訂に伴う事項に関する要素

第2項 – 情報の侵害および保護の報告

1. 上司は、法律や当社の規定に合致しない指示や業務の遂行に際して公正さを妨げる不正な命令を伝達しないものとします。部下は、そのように指示された場合、従わないものとします。部下は、ある命令が不正であると判断される場合、命令の不当な性質について上司に指摘するものとします。ただし、部下が責められたり、問題が改善しなかったりする場合、部下は法務部に相談するものとします。
2. 従業員が倫理規則に従い行動し、疑問や疑義を抱いたり、当社または個人による行為の結果、倫理基準の違反の可能性に気付いたりした場合、直ちに倫理ホットラインに報告しなければなりません。

問い合わせおよび通知先:

– 倫理ホットライン(本方針の付属書1を参照)またはEメール: ethics@hanonsystems.com

3. 当社は、従業員が倫理違反に関する報告を行う際、あらゆる努力を払って従業員を保護し、決して不利な立場に置かれないよう保証するものとします。当社は、当社の方針または適用される法規の違反の疑いや実際の違反を誠実に報告する従業員に対するいかなる報復行為も容認しません。つまり、解雇、降格、または推定的降格を含め、いかなる報復行為も許されません。そうした報復は、解雇を含め、懲戒処分のご根拠となります。

第3項 – その他の規制との関係

1. 当社の倫理規則に違反すれば、雇用規則の順守と団体協約が検討されます。
2. 国際的な業務に従事する従業員(ISE)は、当社の本倫理ガイドラインに加え、該当する方針および所在地の基準に従うものとします。
3. 当社の個別の方針が実施されたり、当社の個別の方針が腐敗防止法、取引規制(制裁)、およびその他の専門領域に関して更新されたりする際に、これらの倫理方針と該当する特定の当社の方針の内容に何らかの不一致が生じる場合、後者が優先され、これらの倫理方針は、その他のあらゆる点において通常の規定として維持されるものとします。

Appendix 1 to the Hanon Systems Ethics Policy

Hanon Systems Ethic Hotline Service

1. Phone Contact:

COUNTRY	FREEPHONE NUMBER
Brazil	0800 891 8807
Canada	1888 268 5816
China (North – China Netcom)	10800 852 2112
China (South – China Netcom)	10800 152 2112
China (Whole)	400 120 3148 (Local Rate Number)
Czech Republic	800 142 428
France	0800 900240
Germany	0800 182 3246
Hungary	06800 14863
India	000 800 440 1286
Japan	00531 78 0023
Korea (South)	00308 442 0074
Malaysia	1800 885 530
Mexico	01800 123 0193
Netherlands	0800 022 9026
Portugal	800 880 374
Russia	810 800 260 81044
Slovakia	0800 004461
Thailand	001 800 442 078
Turkey	00800 4488 29578
United Kingdom	0800 374199
USA	1877 533 5310

2. Email Contact: hanonsystems@expolink.co.uk
Web Contact: <https://wrs.expolink.co.uk/hanonsystems>
3. The hotline service is provided by a Hanon Systems independent external provider based in the UK with a wide range of global experience in this subject. For more information please see www.expolink.co.uk
4. The conversation is possible in all local languages of Hanon locations within Europe
5. The contact is possible 24 hours on 7 days a week

6. You can decide at the beginning of the contact if your contact will be handled anonymously or not (except for Portugal where anonymous reporting is not permitted by law)
7. Just the case itself, the time of contact and the location of the case will be forwarded to the Hanon Systems Head of Legal Department and to the Head of Internal Audit



Hanon Systemsの贈収賄および腐敗防止方針

以下の方針は、Hanon Systemsおよび関連会社(以下、総称して「Hanon」または「当社」という)の世界中の全上級管理者、全マネージャー、および全従業員(以下、総称しておよび個別に「従業員」という)に適用されます。マネージャーおよび従業員には、本方針を確認し、順守することが期待されます。

1.方針

Hanon Systemsおよびその関連会社(以下、「Hanon」という)は、取締役、役員、従業員、またはその他のHanonに従事する者(以下、「あなた」という)が贈収賄またはその他のあらゆる形態の腐敗に関与したり、容認したりすることを固く禁じています。

あなたは、誰に対しても、直接的であるか間接的であるかを問わず、Hanonの事業を取得または保持する目的か商品や商業サービスの競争購入において不正に優先してもらう目的で、金銭または何らかの価値を供与したり、約束したりしてはなりません。

あなたはまた、誰に対しても、直接的であるか間接的であるかを問わず、Hanonとの取引関係を不正に取得または維持することを助長する見返りか、商品や商業サービスの競争購入において不正に優先する見返りに、金銭または何らかの価値を求めたり、受け取ったりしてはなりません。

2.方針の範囲

本方針は、政府関係者、ビジネスパートナー、および従業員との取引に適用されます。多くの場合、政府およびその他の公務員に関する現地の禁止事項や要件は、民間のビジネスパートナーや従業員に適用される禁止事項や要件よりも厳格です。政府関係者と取引する場合、そうした公務員に適用される特別な要件や禁止事項に注意しなければなりません。本方針では、受益者の職務の遂行の成果(合法であるか違法であるかを問わない)に対する賄賂、リベート、またはその他のあらゆる形態の不正な利益を含め、あなたから直接であるか代理人、請負業者、仲介人、フランチャイズ加盟者、またはその他の第三者を通じて間接的に、何らかの価値を政府関係者に譲渡することは禁じられています。前述の利益を政府関係者の家族に提供することも禁じられています。

本方針ではまた、あなたが、直接的であるか間接的であるかを問わず、あなたの判断や職務の遂行またはHanonの代表としての責任やHanonに対する義務の遂行に影響を与える可能性のある者に何らかの価値を求めたり、受け取ったりすることも禁じられています。

本方針は、政府関係者を含め、ある人物が支払いを要求したり、提案したりする場合でも適用されます。あなたが要求または提案を受けた場合、支払いは行わないものとし、直ちにこれを上司に報告するものとします。また、贈答品、食事、娯楽、およびその他の形態の接待が適切であると考えられる状況も本方針の対象となります。以下に記述するとおり、そのような品目の授受に関する法律や規則は、政府関係者が対象の場合と民間人が対象の場合では異なる可能性があるということを認識することが重要です。また、そうした品目の授受が本方針において通常許容される場合でも、現地の法律や本方針による制限を回避しようとしている印象を与えるため、決して頻繁に授受を行わないものとします。

3.定義

あなたは、以下の意味に精通し、理解しなければなりません。

「何らかの価値」とは、金銭や現金に限定されません。旅行、贈答品、優遇、サービス、融資および融資保証、投資または事業の機会、財産や設備の使用、仕事やインターンシップの申し出(親類への申し出を含む)、交通、借金の支払いや返済、その他の支払いが含まれます。

「政府関係者」は幅広く定義されており、以下が含まれます。

- 選出または指名されたすべての政府の職員または雇用者を含め、政府機関で公務に従事するあらゆる階層のすべての人
- 政府、政府機関、または国有企業の公的な立場で行動するあらゆる人(例えば、政府機関により、公的な責任を果たす権限が与えられた者)
- あらゆる政党、政党の職員
- 判事、公証人

4.会計

Hanonは、合理的に詳細なレベルで、すべての取引とHanonの資産の処理が正確かつ公正に反映された帳簿や記録を保持する必要があります。Hanonはまた、不正な支払いが発見されなかったり、調査されなかったりしないよう、取引について十分詳細に説明することが求められます。あなたは以下の要件に従わなければなりません。

- あなたは、いかなる理由であれ、あらゆる帳簿または記録において、虚偽の記入や人為的な記入を行ったり、重要な情報の除外を行ったり、それらを行わせたりしないものとし、資金の支払いや受領を裏付ける虚偽の文書や誤解を与える文書の作成に関与しないものとします。
- いかなる目的であれ、未公表や未計上の利益、資金、または資産を構築しないものとします。
- 不正な目的のため、資金またはその他の資産を使用したり、サービスを提供したりすることは、固く禁じられています。

5.贈答品

本方針で認められている場合を除き、Hanonの事業に関して贈答品の授受を行うことはできません。

以下のすべての状況に該当する場合のみ、法務部の事前承認なく、贈答品の授受を行うことができます。

- 贈答品が合法的なものであり、現地の法律と慣習上、一般的に受け入れられるものであること
- 贈答品が受益者の雇用主の規則により認められているものであること
- 品目が常識的な価値の範囲にあるもの（企業などの公式ロゴの付いたコップ、帽子、シャツ、USBドライブ、カレンダーやノートなど）価格が5万韓国ウォン／50米ドル相当を超えないものであること
- 受益者が年間2個以上の贈答品を受け取っていないこと
- 贈答品に関する経費が受益者により裏付けられており、Hanonの方針に従い承認を受け、Hanonの帳簿と記録に正確に記録されていること

その他のすべての贈答品については、事前に法務部の書面による承認を受けなければなりません。

6.接待

Hanonは、食事や軽食を含め、通常の接待は慣例であると認識していますが、受けたり申し出たりすることができる品目については制限があります。

食事や軽食を含め、何らかの接待を申し出たり受けたりする前に、状況について考え、自問するものとします。当社の事業を合法的に支援するものであるか？合理的で、バランスが取れ、慣習的なものであるか？経営判断や政府の行動に不正な影響を及ぼそうとしていると見られるか？あなたまたはHanonの事業の妨げにならないか？

以下のすべての条件を満たす場合のみ、法務部の事前承認なく、食事や軽食を含め、接待を行ったり、受けたりすることができます。

- 食事、軽食、または娯楽を提供する会議の主な目的が、Hanonの製品に関する特定のプロジェクト、機会、または教育に関する話し合いであり、適切なHanonの代表者がその会議に出席していること
- 食事、軽食、または娯楽が、現地の法律と慣習や受益者の雇用主の規則により認められているものであること
- 食事、軽食、または娯楽の費用が以下の範囲内であること
 - － 対象が政府関係者の場合、5万韓国ウォン／50米ドルか他の通貨による相当額未満
 - － 対象が民間人の場合、10万韓国ウォン／100米ドルか他の通貨による相当額未満

食事や軽食を含め、その他のすべての接待については、事前に法務部の書面による承認を受けなければなりません。

7.顧客、サプライヤー、およびその他のビジネスパートナーによる出張

適切な状況では、法務顧問の書面による事前承認があれば、Hanonは、費用がHanonの製品やサービス、Hanonのビジネスパートナーとの契約の実績のプロモーション、デモンストレーション、または説明に直接関係する場合、実際のビジネスパートナーまたは潜在的なビジネスパートナーが直接か代わりに支払う交通費や宿泊費など、合理的かつ適切な費用を負担することができます。

8. 代理人、販売業者、顧問、およびその他の第三者の使用

Hanonは、代理人、販売業者、顧問、請負業者、斡旋者、ビジネスパートナー、またはその他の第三者(本方針では、「代理人」という)を含め、Hanonの代理として行動する第三者を雇用する場合があります。Hanonにとり、当社の代理として誰が何をしているのかを把握することは、極めて重要なことです。代理人はまた、Hanonの贈収賄および腐敗防止の基準の従う必要があることを理解しなければなりません。

代理人と契約を結ぶ前に、「適正評価」が行われなければなりません。これには通常、潜在的な代理人に関する情報収集が含まれており、対象者がその職務に適しているか、政府関係者や政党の職員もしくは候補者と個人的または職業上のつながりがあるかどうか、代理人の顧客の数と評判、顧客と仕事関係者からの評判について判断するものとします。適正評価チェックリストは付属書1にあります。

代理人とのあらゆる契約は、書面により行われなければならない、法務部の書面による事前承認が必要です。契約書には、代理人により提供されるサービスと支払い条件が明記されていなければなりません。契約書にはまた、以下の規定が含まれていなければなりません。(i) 代理人は、腐敗防止法を含め、本方針ならびに適用されるすべての法律、規則、および規制に完全に従う必要がある。(ii) Hanonには、代理人の帳簿や記録を閲覧する権利を含め、適切な監視と監査の権利が与えられる。(iii) Hanonの代理を務めたり代理として実施したりする業務がHanonに提供されるサービスに関して、代理人が政府関係者、政府関係者の近親者、または政党の職員もしくは候補者を雇うことを禁じる。(iv) 何らかの腐敗防止関連の業務で違反があった場合、Hanonは関係を終了することができる。no translation最後に、契約書では、契約の締結時とHanonに求められる時点で、代理人が付属書2として添付されている様式の証明書に署名を行うことを求めるものとします。

あなたは、代理人に関する何らかの「危険信号」つまり警告のしるしに注意し、監督者に報告しなければなりません。「危険信号」の例としては、通常とは異なる支払いパターンや資金調達、海外の銀行口座への支払い依頼、汚職の疑いや告発、代理人が本方針の順守証明書への署名を拒否、法外な手数料、費用や会計帳簿の透明性の欠如、提供されるサービスを実施するための代理人側の資格やリソースが明らかに不足、代理人が潜在的な政府の顧客の職員により推薦されたか否か、などが挙げられます。

9. 従業員の雇用

Hanonは、信頼でき、資格要件を満たす従業員のみを雇用します。政府関係者、顧客、またはベンダーとのつながりや政府関係者、顧客、またはベンダーの提案による雇用やインターンシップの延長は行わないものとします。従業員の雇用に先立ち、合理的な腐敗防止適正評価を行わなければなりません。新入社員は、Hanonでの正式雇用の開始時に、その職務に応じた腐敗防止研修を受けなければならない、本方針を理解し、順守することを保証する必要があります。

10. 政治献金および慈善寄付

Hanonは、政治献金および慈善寄付について、適用されるすべての法律の順守に取り組んでいます。Hanonは、適用法により認められている合法的な慈善事業にのみ寄付を行います。不正な待遇や有利な待遇を見返りとした慈善寄付は禁止されています。

あなたは、法務部の書面による事前承認なく、直接的であるか間接的であるかを問わず、Hanonの名義か会社の資金を使用して、いかなる種類の政治献金または慈善寄付(会社の財産、設備、資金、またはその他の資産の使用を含む)も行うことはできません。そのような承認が得られた場合、そうした寄付は、Hanonの口座の小切手を対象となる政治家候補、政党、または慈善団体に送る方法か、Hanonが随時速やかに寄付の金額と資金源を確認でき、透明性を最大限確保できるその他の方法で行うものとします。

あなたが、個人的に政治献金や慈善寄付を行うことは、法律違反でない限り、認められています。ただし、Hanonがそうし

た寄付の支払いや払い戻しを行うことはなく、そうした支払いは、Hanonの事業と無関係の個人的な理由により行われるものとします。

11.「迅速化」または「円滑化」といった便宜を目的とした支払い

一部の贈収賄防止法では、限定的な状況において、所定の行政措置の管理の遂行を円滑にしたり促進したりすることを目的として、政府関係者への金銭の支払いが認められていますが、Hanonでは、Hanonの取締役、役員、従業員、および代理人によるそうした支払いは固く禁じられています。あなたが便宜を目的とした支払いが必要と思われる状況に直面した場合には、支払いを行う前に法務部に相談しなければなりません。

12.研修

Hanonは、政府関係者やビジネスパートナーとのやり取りが考えられる取締役、役員、および従業員に対し、研修を行うことの重要性を認識しています。Hanonでは、年に一度、本方針と関連する法律問題についての適切な研修を提供し、あなたの職責にこの種のやり取りが含まれる場合、この研修を受講しなければなりません。

13.方針に対する責任と定期審査

法務顧問は本方針に対する全体的な責任を担っていますが、Hanonの取締役、役員、および従業員のそれぞれが本方針に従い、他者による違反の可能性に注意を払う責任があります。

法務顧問は、(i) Hanonが事業を行う各事業地域と国に関する定期リスク評価をHanonが行うようにし、(ii) 本方針がそれらのリスクに沿ったものであり、対処できるものであるようにするため、年に一度か必要に応じてそれ以上の頻度で本方針の再検討と評価を行うものとします。

14.質問の提起と懸念事項の報告

本方針または本方針への特定の連続の事実の適用について質問がある場合は、法務部に問い合わせるものとします。Hanonの事業に関して、取締役、役員、従業員、または代理人による本方針の違反の可能性を見聞きした場合は、直ちに監督者、HRの担当者、または法務部に報告するものとします。

何らかの理由から、懸念事項について前述の者と話しにくい場合、Hanon Systems倫理ホットライン(本方針の付属書3を参照)に電話し、匿名で懸念事項について相談することができます。

腐敗防止の問題に関して、Hanon Systems倫理ホットライン経由で報告されるすべての違反の可能性は、法務顧問に伝えられ、調査が開始されます。

Hanonは、本方針の違反の可能性に関する懸念事項を誠意を持って報告する人物への報復行為を容認せず、本方針または腐敗防止法の違反の可能性の報告に対し、不利な雇用措置も取りません。

15.本方針の違反の報告に対する対応

本方針または適用される腐敗防止法の違反の可能性に関する情報を受けると、Hanonは、違反の可能性の性質、違反の可能性に関する情報源とその性質、および違反の可能性に関わった恐れのある人物の身元と職位に基づいた適切な方法で、問題の調査を行います。Hanonでは、必要に応じて、報告された違反を調査し、対応する際の支援やアドバイスを求めるため、外部の専門家やコンサルタントを雇用することもできます。Hanonは、報告された本方針や適用される腐敗防止法の違反調査の結果、必要に応じて、責任を負うべき個人の処分や社内の方針と手続きの修正を含め、適切な措置を取り、同様の不正行為の再発を防止します。

16.違反に対する懲戒処分

本方針または適用される腐敗防止法に従わないHanonの全取締役、全役員、および全従業員は、最高で解雇を含む懲戒処分を受けることになります。

Hanon Systemsの贈収賄および腐敗防止方針の付属書1

第三者向けの適正評価チェックリスト

以下のチェックリストは、代理人、販売業者、顧問、請負業者、斡旋者、ビジネスパートナー、またはその他の第三者（以下、「代理人」という）の評価に使用される手順のリストの実例を示すもので、完全なものではありません。

- 代理人向けの贈収賄および腐敗防止適正評価アンケート（以下、「アンケート」という）に記入します（販売業者の保持には別の手順が適用されるため、このチェックリストを販売業者の保持に使用しないでください）。
- 代理人と業務を遂行したことのある前者から参考資料を入手し、確認します。
- できれば代理人の事業所で、代理人と直接面談を行います。
- 代理人がHanonに行く業務の性質に応じて、法務部と相談し、以下の手順を追加することができます。
 - － アンケートで特定された全関係者と全組織に関する公的な記録を調査します（代理人の従業員、所有者、役員、または取締役など）。
- 記録により関連する人物の犯罪歴や破産状況を調査し、関連する人物が指定や拒否されている人物のリストやテロリスト監視リストに掲載されていないことや類似の指定を受けていないことを確認するものとします。
 - － 会社の記録を調査して、代理人の会社の所有権と法人化の場所を特定します。
 - － 必要に応じて、私立探偵、外部弁護士、または外部の法廷会計事務所を使い、経歴を確認します。

Hanon Systemsの贈収賄および腐敗防止方針の付属書2

順守証明書

私は、Hanonの贈収賄および腐敗防止方針を確認し、これらの方針および原則に完全に従う義務があることを理解していることに同意します。特に、私は以下について認識し、同意します。

Hanonの代理として私の責務を実施するに当たり、私自身がこれまでもこれからも、誰に対しても、直接的な手段であるか間接的な手段であるかを問わず、事業を取得または保持する目的で、金銭または何らかの価値を含め、金銭的利益またはその他の利益を申し出たり、約束したり、支払ったり、供与したりすることやこれらを申し出たり、約束したり、支払ったり、供与したりすることを許可しないことに同意し、私の代理としてか私の指示により行動する人物がこれらを行わないようにします。

私はまた、私自身または私の代理や指示で行動する人物が、そのような活動に関与していたり、関与したりしていることを知らないことも保証します。

私は、私が本証明書またはHanonとの契約に記載されている要件を順守しない場合、Hanonは私との関係を終了できることを理解しています。

署名: _____

[氏名]

日付: _____

Appendix 3 to the Hanon Systems Anti-Bribery and Corruption Policy

Hanon Systems Ethic Hotline Service

1. Phone Contact:

COUNTRY	FREEPHONE NUMBER
Brazil	0800 891 8807
Canada	1888 268 5816
China (North – China Netcom)	10800 852 2112
China (South – China Netcom)	10800 152 2112
China (Whole)	400 120 3148 (Local Rate Number)
Czech Republic	800 142 428
France	0800 900240
Germany	0800 182 3246
Hungary	06800 14863
India	000 800 440 1286
Japan	00531 78 0023
Korea (South)	00308 442 0074
Malaysia	1800 885 530
Mexico	01800 123 0193
Netherlands	0800 022 9026
Portugal	800 880 374
Russia	810 800 260 81044
Slovakia	0800 004461
Thailand	001 800 442 078
Turkey	00800 4488 29578
United Kingdom	0800 374199
USA	1877 533 5310

2. Email Contact: hanonsystems@expolink.co.uk

Web Contact: <https://wrs.expolink.co.uk/hanonsystems>

3. The hotline service is provided by a Hanon Systems independent external provider based in the UK with a wide range of global experience in this subject. For more information please see www.expolink.co.uk
4. The conversation is possible in all local languages of Hanon locations within Europe
5. The contact is possible 24 hours on 7 days a week
6. You can decide at the beginning of the contact if your contact will be handled anonymously or not (except for Portugal where anonymous reporting is not permitted by law)

7. Just the case itself, the time of contact and the location of the case will be forwarded to the Hanon Systems Head of Legal Department and to the Head of Internal Audit



Hanon Systems経済制裁方針

以下の方針は、Hanon Systemsおよび関連会社（以下、総称して「Hanon」または「当社」という）の世界中の全上級管理者、全マネージャー、および全従業員（以下、総称しておよび個別に「従業員」という）に適用されます。マネージャーおよび従業員には、本方針を確認し、順守することが期待されます。

方針および目的:

Hanon Systemsは、高度な倫理基準と適用されるすべての法律に従い、国際的な事業の実施に取り組んでいます。Hanon SystemsおよびHanon Systemsが所有または支配する組織（以下、総称して「Hanon」という）が事業を行う国のいくつかでは、国の安全、法の執行、または外交政策の懸念により、特定の国、政府、企業、または個人との商取引に制約を課しています。そのような経済制裁法がHanonに適用される範囲内で、これに違反すると、Hanonまたはその取締役、役員、もしくは従業員が深刻な民事罰または刑事罰にまで問われる可能性があります。Hanon Systemsは、この経済制裁方針（以下、「方針」という）を整備し、Hanonの関連企業が適用されるすべての制約を順守できるようにしています。本方針では、その枠組みとして、世界で最も詳細な米国の経済制裁法を採用しています。Hanon Systemsは、韓国を本拠地とするグローバル企業であるため、韓国の制裁法規に加え、Hanon SystemsおよびHanon Systemsが所有または支配する組織に適用されるその他の制裁法規を順守しなければなりません。Hanon Systemsは米国の企業ではありませんが、米国の関連会社や米国産製品の取引を含め、実質的に米国で事業を行っているため、米国の司法権が米国以外での事業にも及ぶ可能性があります。Hanonではまた、多くの米国市民や米国永住者（グリーンカード所有者）を雇用しているため、米国の内外に居住しているかどうかにかかわらず、米国の制裁法規を順守しなければなりません。さらに、米国民ではないが米国に配属されているHanonの従業員は、米国滞在中、米国の法律を順守しなければなりません。こうした理由から、Hanon Systemsは、米国の法律を参考に、本方針の枠組みを作ることが適切と判断しました。Hanon Systemsは、HanonまたはHanonの関連企業の1つが米国の法律が米国企業に禁じている取引と同様の取引を行っても合法である状況も存在し得ることを認識しています。Hanon Systemsはそのような機会を考慮する用意はありますが、本方針と本方針を実施するために採用されたあらゆる手順に従い、法務顧問が承認した場合のみ、この種の取引を行うことができます。そうした承認がない場合、Hanonは、米国の経済制裁法の制約を受ける米国企業と同様の扱いとなり、そうした取引を同様に取り扱わなければなりません。

米国の制裁法は、米国国務省のテロ資金および経済制裁方針局を含め、その他の米国政府機関と共に、米国財務省外国資産管理局（以下、「OFAC」という）が中心となり施行されています。これらの法律と規制の施行により、特定の国々や政府とさまざまな制裁対象の組織や個人が関与する幅広い商取引および金融取引が禁止されています。制裁対象者（政府、組織、および個人を含む）は、特定国籍業者（SDN）リスト、外国制裁回避者（FSE）リスト、分野別制裁対象（SSI）リストを含むリストとその他の米国および国際的な制裁リストで特定されています。リストに掲載されている個人や組織が、直接的であるか間接的であるかを問わず、所有または支配する組織も制裁の対象となります。本方針では、リスト掲載者（政府、組織、および個人を含む）とリスト掲載者が所有または支配する組織を総称して「制裁対象の組織」と呼びます。一般的に、制裁対象の国や組織とのあらゆる取引は、米国の法律の意義の範囲内で、本方針により禁じられています。この禁止の唯一の例外となるのが、(i) 適用される制裁法規で禁止されていないか、(ii) 該当する各制裁体制を管理する当局が発行したライセンスまたはその他の許可（例えば、OFAC発行の一般ライセンスや特定ライセンス）に基づき許可されていると判断された上で、法務顧問が調査し、書面により許可した取引です。OFAC発行の一般ライセンスや特定ライセンスが適用されない米国の制裁法規の対象となる取引を含め、禁じられている取引に関与すれば、HanonならびにHanonの取締役、役員、および従業員が、個人の立場において、相当な民事罰と刑事罰にまで問われる可能性があります。

本方針では、こうしたリスクを念頭に置き、適用されるすべての制裁法規を順守できるよう、作成されています。

本方針は、Hanonの全従業員、全役員、全取締役、全代理人、全顧問、またはHanonが所有もしくは支配するあらゆる組織でこれらを代理して行動するその他のあらゆる人物（以下、「Hanon職員」という）に適用されます。Hanon職員は、本方針に記載されている審査とその他の手順に加え、本方針の促進のために発行された現地の方針と手順に従わなければならない、直接的であるか間接的であるかを問わず、制裁対象のとの取引または制裁対象の国や領域との取引やこれらにおける取引を行う前に、Hanonの法務顧問組織の書面による事前承認を得る必要があります。Hanon職員は、OFAC一般ライセンスまたは特定ライセンスを含め、あらゆる制裁ライセンスや許可の下で何らかの取引を行う前に、Hanonの法務顧問の書面による事前承認を得なければなりません。本方針は、直接的であるか間接的であるかを問わず、Hanonとの取引または取引の計画に関するあらゆる事業活動を対象としており、Hanonの見込み顧客や現顧客、サプライヤー、およびその他の取引先（以下、「ビジネスパートナー」という）が関わる取引も含まれますが、これに限定されるものではありません。本方針に違反すれば、最高で解雇を含む懲戒処分を受けることになります。

米国の経済制裁の背景:

米国の経済制裁法は本方針の枠組みとして使用されているため、この法律の働きについて、基本的なポイントをいくつか理解することが重要です。

米国の経済制裁は、米国人がさまざまな国々や制裁対象の組織との商取引や金融取引に従事することを禁じています。「米国人」という語には、(1)所在地にかかわらず、米国民および米国永住者(グリーンカード所有者)、(2)米国の法律または米国のいずれかの法域下で設立された企業およびその他の組織、(3)米国内に所在する外国人、組織、および企業が含まれます。no translation 特定の場合において、米国の制裁は、治外法権的にさまざまな非米国人に適用される場合もあります。本方針の目的上、Hanonの全職員は米国人と見なされ、米国の制裁法規制の対象となります。法務顧問が書面により決定する場合のみ、その対象から外れた対応が可能となります。

ほとんどの制裁プログラムにおいて、米国人が、制裁対象の国々や組織との財産または財産権を含むいかなる取引に関与することも禁じられています。OFACは、「財産」という語を幅広く定義し、商品、サービス、または金銭など、ほぼ何らかの価値のあるものを含めています。「財産権」という語も同様に幅広く、証書、契約、および同意までも網羅し、今後の米国の制裁の差し止めに左右される可能性があります。

国ベースの制裁

米国は、キューバ、イラン、スーダン、シリア、およびウクライナのクリミア地方に対する包括的な国ベースの制裁を継続しています。これらの国々や領域の人物との商取引や金融取引のほとんどが禁じられています(それぞれの政府との取引と同様)。類似のプログラムにより、北朝鮮との多くの取引が禁じられています。そのため、HanonとHanon職員は、法務顧問による事前の許可なく、これらの国々、その政府、またはこれらの国々に所在するいかなる人物との取引にも関与しないものとします。

諸外国政府に関するリストベースの制裁

米国は、包括的な制裁に加え、特定の国々の現政府と前政府にリストベースの制裁を課しています。そうしたプログラムが現在適用されている国々には、ベラルーシ、ミャンマー、コンゴ民主共和国、イラク、コートジボワール、リベリア、リビア、ロシア、ソマリア、ウクライナ、イエメン、およびジンバブエが含まれています。これらの制裁では、国自体との取引は禁止されていませんが、そうした取引を行うことには、制裁対象の組織との禁じられている取引につながる大きなリスクが伴います。そのため、HanonとHanon職員は、先に(1)すべての関係者と仲介人がOFACの制裁対象の組織のリストに記載されていないことを確認し、(2)法務顧問の書面による事前許可を得ることなく、これらの国々の者(ビジネスパートナー候補と現ビジネスパートナーを含む)との取引は行わないものとします。

懸念される活動に関するリストベースの制裁

米国はまた、米国の外交政策の目的を損ね、米国の安全を脅かす行動に関わる制裁対象の組織を対象とするプログラムも継続しています。この例には、テロ組織、麻薬密売人、兵器拡散国家、人権侵害国家、および犯罪組織が含まれます。Hanon職員は、すべてのビジネスパートナー候補がOFACの制裁対象の組織のリストに記載されていないことを確認してから、そうしたビジネスパートナーとの事業活動を行うものとします。Hanonは、法務顧問の書面による事前の許可がない限り、そうしたリストに記載されているビジネスパートナー候補とのいかなる取引にも関与しないものとします。

治外法権的な制裁

米国は、前述のプログラムに加え、米国以外の企業による制裁対象の国々や組織との取引を防止することを目的としたプログラムを継続しています。これらの治外法権的な制裁は、米国人向けの制裁プログラムと異なり、非米国人を対象としています。制裁対象との取引は禁じられていませんが、制裁対象との取引に関与する人物が米国市場に参入することを難しくさせています。こうした治外法権的な制裁は複雑である上に、頻繁に変更されます。こうした制裁プログラムが存在するため、Hanonが本方針の前セクションに記載された要件を忠実に守ることは大変重要になります。

ライセンス供与と証明

法務顧問は、取引の提案が該当する制裁制度で禁じられていないか、取引の提案がすべての関連当局によるライセンスまたは許可（例えば、OFAC発行の一般ライセンスや特定ライセンス）を受けていると判断した上で、制裁対象の組織との取引または制裁対象の国や領域との取引やこれらにおける取引を承認することができます。米国の制裁プログラムは複雑であり、頻繁に変更されるため、Hanonの法務顧問は、ライセンスやその他の繰り返し発生する順守の問題に関する詳しいガイダンスを保持しています。全Hanon職員には、制裁関連の問題が発生した場合、本方針を確認して順守するとともに、法務顧問から適切なガイダンスを入手する責任があります。

こうした要件に加え、Hanon職員は、法務顧問の定めるところにより、Hanonに適用されるあらゆるライセンスにより制定されているあらゆる条項、条件、または制限を厳守するものとします。あらゆるOFACライセンスの順守に関する質問については、法務顧問に問い合わせるものとします。

関連するHanon職員は、法務顧問が定める方法で、職員による本方針への順守を定期的に証明するものとします。

監視および報告

法律または会社の方針に対する何らかの違反の可能性や違反が疑われる場合、報告を行う義務があります。違反の疑いを報告するには、Hanon Systems倫理ホットライン（本方針の付属書1を参照）に問い合わせてください。

Appendix 1 to the Hanon Systems Economic Sanctions Policy

Hanon Systems Ethic Hotline Service

1. Phone Contact:

COUNTRY	FREEPHONE NUMBER
Brazil	0800 891 8807
Canada	1888 268 5816
China (North – China Netcom)	10800 852 2112
China (South – China Netcom)	10800 152 2112
China (Whole)	400 120 3148 (Local Rate Number)
Czech Republic	800 142 428
France	0800 900240
Germany	0800 182 3246
Hungary	06800 14863
India	000 800 440 1286
Japan	00531 78 0023
Korea (South)	00308 442 0074
Malaysia	1800 885 530
Mexico	01800 123 0193
Netherlands	0800 022 9026
Portugal	800 880 374
Russia	810 800 260 81044
Slovakia	0800 004461
Thailand	001 800 442 078
Turkey	00800 4488 29578
United Kingdom	0800 374199
USA	1877 533 5310

2. Email Contact: hanonsystems@expolink.co.uk

Web Contact: <https://wrs.expolink.co.uk/hanonsystems>

3. The hotline service is provided by a Hanon Systems independent external provider based in the UK with a wide range of global experience in this subject. For more information please see www.expolink.co.uk

4. The conversation is possible in all local languages of Hanon locations within Europe

5. The contact is possible 24 hours on 7 days a week

6. You can decide at the beginning of the contact if your contact will be handled anonymously or not (except for Portugal where anonymous reporting is not permitted by law)

7. Just the case itself, the time of contact and the location of the case will be forwarded to the Hanon Systems Head of Legal Department and to the Head of Internal Audit

1. aktu a místo, kterého se věc týká